

2020年2月20日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「三菱UFJプライムバランス（8資産）（確定拠出年金）」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「三菱UFJプライムバランス（8資産）（確定拠出年金）」につきまして、下記のとおり約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

三菱UFJプライムバランス（8資産）（確定拠出年金）

2. 約款変更日

2020年2月20日

3. 変更内容

有価証券の貸付の範囲について投資信託証券の貸付を追加

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(有価証券の貸付の指図および範囲)</p> <p>第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、<u>投資信託証券（金融商品取引所に上場されているものに限り、以下本条において同じ。）</u> および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。</p> <p>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</p> <p>2. <u>投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。</u></p> <p>3. <u>公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</u></p> <p>②～③（略）</p>	<p>(有価証券の貸付の指図および範囲)</p> <p>第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。</p> <p>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</p> <p><u>《新設》</u></p> <p>2. <u>公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</u></p> <p>②～③（略）</p>

4. 変更理由

マザーファンドの約款にあわせて、投資信託証券の貸付ができるように記載を追加するものです。

以上

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • <u>本お知らせに関するお問い合わせ</u>
 <u>三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034</u>
 <u>【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】</u> • <u>受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ</u>
 <u>お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。</u> |
|--|